

障害福祉サービス利用申込及び情報提供に係る取扱いについて

平成19年5月15日、障第186号
関係事業所長宛
岡山県保健福祉部障害福祉課長通知

このことについて、平成19年3月1日から別添「障害福祉サービス利用申込及び情報提供に係る取扱要領」（以下「取扱要領」という。）のとおり取り扱うこととしましたので、御協力方よろしくをお願いします。

なお、平成15年3月31日付け障第1672号当職通知「施設入所申込及び情報提供にかかる取扱について」は平成19年5月31日限りで廃止します。

障害福祉サービス利用申込及び情報提供にかかる取扱要領

1 目的

障害福祉サービスの利用希望者（以下「利用希望者」という。）が、ニーズに沿ったサービス選択を適切かつ円滑に行えるように各障害福祉サービス事業所の利用及び待機状況について情報提供を行う。

2 対象サービス

障害者自立支援法に基づく次の障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を対象とする。

介護給付：生活介護、施設入所支援、共同生活介護、旧法施設支援

訓練等給付：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

3 利用希望者に関する事務の流れ

（1）市町村は、障害福祉サービスの利用希望について申込があった場合は、本取扱いの趣旨を説明し、利用希望の事業所毎に利用申込連絡票（様式1）（以下「連絡票」という。）を作成の上、利用希望者に交付する。

（2）利用希望者は、連絡票を示して希望する事業所に利用の申込を行う。

（3）事業所は、利用希望者から連絡票の提示と事業所が自ら定める事業の利用申込があった場合は、その日を利用申込日として、写しを市町村に送付したうえ、利用申込受付名簿（様式2）を作成し管理する。利用希望者が利用待機となる場合及び正当な理由をもってサービス提供を拒む場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村へ連絡する。

また、利用希望者から事業所に直接、問い合わせや利用申込があった場合は、市町村へ申し込みに行くように連絡すること。

（4）市町村は、利用希望者が自ら申し込んだ事業所のサービスが利用可能な場合はすみやかに支給決定の手続きを行う。利用希望者が複数の事業所に利用申込をしている場合で、重複して他の障害福祉サービスを利用しないことが明らかな場合は、利用しない見込みの事業所に連絡するものとする。また、事業所から利用待機となる旨連絡があった場合は、利用希望者に対し市町村の設置する自立支援協議会に諮る等必要な相談支援及び障害福祉サービス利用の調整を実施する。

（5）事業所は、市町村及び利用希望者から利用待機順位についての問い合わせがあった場合には、誠実に対応するものとする。

4 利用及び待機状況の報告及び情報提供

（1）事業所は、毎月10日までに当該月初日の利用及び待機状況について、障害福祉サービス利用・待機状況報告書（様式3）（以下「報告書」という。）により管轄の県民局へ送付する。

（2）県民局は、事業所から送付のあった報告書を取りまとめ、すみやかに県福祉相談センター障害者相談課（身体障害者・知的障害者更生相談所、以下「更生相談所」という。）に送付する。

（3）更生相談所は、情報を整理し保存するとともに、当該情報に基づきホームページ等により、広く情報提供する。

5 準用

県外からの利用希望者についても本要領による取り扱いを準用するものである。

6 その他

本要領は、平成19年6月1日より適用する。

利 用 申 込 連 絡 票

(様式1)

(利用者)

利 用 者 氏 名			
生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日生	性 別 男 ・ 女
利 用 者 住 所 (連絡先)	電話：() —		
障害程度区分	認定なし 非該当，区分1，2，3，4，5，6		

(市町村記入欄)

市 町 村 名	
申 込 受 付 日	平成 年 月 日
利用希望サービス	
担 当 者	(所属・職) (氏名) 印
備 考	

(事業所記入欄)

事 業 所 名	
申 込 受 付 日	平成 年 月 日
種 別	
責 任 者	(職名) (氏名) 印
備 考	

(待機登録日)

待 機 登 録 日	平成 年 月 日
-----------	----------

(別紙2)

利用申込受付名簿

NO.

NO.	申込受付日	利用申込者	性別	市町村名	待機登録日	処理状況	処理日	備考
1			男・女					
2			男・女					
3			男・女					
4			男・女					
5			男・女					
6			男・女					
7			男・女					
8			男・女					
9			男・女					
10			男・女					

※処理状況欄には、入所・取り下げ等の入所にかかる状況を記入する。

(様式3)

障害福祉サービス利用・待機状況報告書(平成 年 月 1日現在)

事業所名 _____
所在地 _____

※該当項目を○で囲んでください

○障害者自立支援法による介護給付・訓練等給付

(対象とする障害福祉サービス)

生活介護・施設入所支援・共同生活介護・自立訓練(機能訓練、生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助

(主たる対象者)

身体・知的・精神・なし

○旧法体系による施設

身体障害者・知的障害者 (更生・授産・療護・通動寮) (入所・通所)

利用定員	当 月 初日利用契約者数	当 月 初日待機者数	利用可能者数
(人)			
男			
女			
計			

- 【注】(1) この表は、施設が当該月分を作成し、当該月の10日までに管轄の県民局を経由して知的障害者更生相談所へ提出すること。
(2) 新規待機者については、「利用申込連絡票」(様式1)に利用者・市町村・事業者が必要事項を記入し、申込受付日(事業者)の日付を待機登録日とする。 ※「障害福祉サービス利用申込及び情報提供にかかる取扱要領」参照
(3) 各事業、サービス別に報告すること。
(4) 日中活動系においては、男女の項は不要とする。

【提出先】

① 備前県民局健康福祉部福祉振興課障害福祉班

〒703-8278 岡山県岡山市古京町1-1-17

TEL 086-272-4029

Fax 086-272-2661

E-mail: js-bizen@pref.okayama.lg.jp

② 備前県民局健康福祉部福祉振興課障害福祉班

〒710-8530 倉敷市羽島1083

TEL 086-434-7056

Fax 086-425-1941

E-mail: js-bichu@pref.okayama.lg.jp

③ 美作県民局健康福祉部福祉振興課障害福祉班

〒708-8506 岡山県津山市椿高下114

TEL 0868-23-1298

Fax 0868-23-6129

障害福祉サービス利用申込・情報提供に係る事務の流れ

